

議案第 27 号

第 48 回衆議院議員総選挙愛知第 5 区に係るポスター掲示場設置場所
について

第 48 回衆議院議員総選挙愛知第 5 区に係るポスター掲示場設置場所を別紙のと
おりとする。

平成 29 年 9 月 29 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 鈴木 勝

提案理由

ポスター掲示場について公職選挙法第 144 条の 2 第 3 項では「市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。」と規定しており、同条第 4 項の「市町村の選挙管理委員会は、掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。」との規定を受け場所の決定を行うものです。